

古事類苑

地部五

和泉國

和泉國ハ、イツミソクニト云フ、五畿内ノ一ニシテ、東ハ河内、紀伊ニ接シ、西ハ海ニ面シ、南ハ紀伊北ハ攝津ニ堺ス、東西凡ソ四里十餘町、南北凡ソ六里アリ、此國ハ元正天皇ノ靈龜二年ニ、河内國ナル大鳥和泉、日根ノ三郡ヲ割キテ和泉監ヲ置キ、孝謙天皇ノ天平寶字元年更ニ改テ國ト爲ス、古ハ國府ヲ和泉郡ニ置キ、大鳥和泉、日根ノ三郡ヲ管シ、延喜ノ制、下國ニ列ス、後和泉郡ヲ分チテ和泉又泉ニ作ル、泉南ノ二郡トス、明治維新ノ後、大鳥、泉二郡ヲ併セテ泉北郡トシ、又日根郡ヲ泉南郡ニ合セ、新ニ堺市ヲ置テ一市二郡ト爲シ、大坂府ヲシテ之ヲ治セシム。

名稱

〔倭名類聚抄五國郡〕和泉以都三

〔運歩色葉集伊〕和泉

〔日本風土記寄語島名〕和泉因字米

〔倭訓栞前編三〕いづみ略中

郡の名に二字を用ゐさせられしよりのことなり、

〔玉勝間五〕和泉の和字の事

國名のいづみを和泉とかく和の字は、いかなる故をもて添られたるにか、としごゐいぶかしか